

○岡山県警察職員ピアサポート制度の運営に関する規程

(令和2年3月30日警察訓令第14号)

改正 令和5年7月21日警察訓令第36号

岡山県警察職員ピアサポート制度の運営に関する規程を次のように定める。

岡山県警察職員ピアサポート制度の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県警察職員(以下「職員」という。)が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、職員及びその家族(以下「職員等」という。)が抱える問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各所属において指名された職員が、不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援(以下「ピアサポート」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ピアサポーター

ピアサポートに従事する者として所属長が指名する職員をいう。

(2) ピアサポート・コーディネーター

ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導・助言等を行う者として警察本部長(以下「本部長」という。)が指名する職員をいう。

(3) 専門生活相談員

職場に関する問題に係る相談に従事する者として本部長が委嘱する職員をいう。

(4) 部外相談員

職員以外の者であって、ピアサポーターからの取次ぎ又は紹介若しくは職員等からの直接の依頼により、職員等からの相談への対応に従事するものをいう。

2 ピアサポートの対象となる問題は、次に掲げるものとする。

(1) 職場環境に関する問題 人間関係、勤務環境等に関するもの(事務処理その他の業務を遂行する行為に関するものを除く。)

(2) 私的な生活に関する問題 家族・親族、健康、育児・教育、介護、異性、住宅、金銭等に関するもの

(ピアサポートの主管課)

第3条 ピアサポートの主管課は、警務部厚生課(以下「厚生課」という。)とする。

(厚生課長の責務)

第4条 警務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)は、次に掲げる事項に留意し、岡山県警察職員ピアサポート制度(以下「制度」という。)の効果的な運用を図らなければならない。

(1) 全ての職員等に対し、制度の趣旨、制度の利用を理由とする不利益な取扱いの禁止、職員等に関する秘密の保持その他の制度運営上必要な事項について周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。

- (2) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、ピアサポート・コーディネーターによる研修会、専門的な知識・技能を有する部外講師等による研修会その他の必要な措置を講ずること。
 - (3) ピアサポート・コーディネーター、専門生活相談員及び部外相談員の連絡先等を各ピアサポーターに周知すること。
 - (4) 制度の運用状況を適切に把握・検証し、随時、運用の改善に努めること。
 - (5) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。
- (ピアサポーターの指名)

第5条 所属長は、執務室ごとに、次に掲げる要件を満たす職員のうちから、1人以上のピアサポーターを指名することとする。ただし、執務室の配置状況、所属の体制、職員の勤務状況等に鑑み、執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。

- (1) 親しみやすく話しやすい雰囲気を持っていること。
 - (2) 秘密を保持することができること。
 - (3) 良識をわきまえていること。
 - (4) 他の職員等からの信望が厚く、模範となっていること。
- 2 ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格、見識、信望及び熱意を有する者を充てることとする。
- 3 所属長は、ピアサポーターを指名後、速やかにピアサポーター指定報告書（様式第1号）により、厚生課長に報告するものとする。

(ピアサポーターの責務)

第6条 ピアサポーターの責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ピアサポートを真摯に行うこと。
- (2) ピアサポーターは、ピアサポートに際し、職員等に対して制度について説明して納得を得た上で行うものとする。
- (3) ピアサポートを行う場所は、職員等の要望に応じ、周囲の目を気にすることなく対応することができるような場所を選定すること。この場合において、必要に応じて警察施設以外の場所を利用することができるものとする。
- (4) 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働き掛けること。
- (5) 在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密に関する事項を漏らさないこと。
- (6) 職員等の同意がある場合を除き、相談内容その他の職員等を特定する事項の記録及び当該職員の上司に対する直接の連絡をしてはならない。ただし、当該職員に金銭、異性等に関する問題その他の不健全な生活態度が見受けられ、当該職員の上司に対する相談等組織的な対応を行うことが適切であると認められる場合には、上司に申告するよう説得すること。
- (7) 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報の取扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーター

ターに指導・助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、専門生活相談員、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐよう努めること。

(8) ピアサポーターは、有料の部外相談員を紹介する場合には、職員等にその旨を十分説明すること。

(9) 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関する事又は職員等の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずること。

(10) ファイナンシャル・プランニング技能士、メンタルヘルス・マネジメント検定等の専門的な資格の取得、ライフサイクルプラン研修会、心の健康講座等の研修会への積極的な参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識・技能の習得に努めること。

(ピアサポート・コーディネーターの指名)

第7条 本部長は、厚生課の職員のうちから、1人以上のピアサポート・コーディネーターを指名する。

2 本部長は、前項によるほか、必要に応じて、厚生課以外の所属に属する職員をピアサポート・コーディネーターに指名することができる。この場合において、本部長は、各所属から厚生課に推薦された者の中から指名するものとする。

3 ピアサポート・コーディネーターの指名に当たっては、ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことのできる人格及び見識並びに専門知識を有する者を充てることとする。

4 ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターを兼務することができるものとする。

(ピアサポート・コーディネーターの責務)

第8条 ピアサポート・コーディネーターの責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ピアサポーターからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

(2) ピアサポーターの相談に関する対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画し実施すること。

(3) ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、第6条第10号に規定する資格の取得、研修会への参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

(専門生活相談員の委嘱)

第9条 職員等の不安や悩みのうち、特に職場に関する問題に係るものに対処するため、警察本部に専門生活相談員を置くものとする。

2 専門生活相談員は、職場の相談に関する高度な知識及び経験を備えた適任者を本部長が委嘱する。

(部外相談員の委嘱)

第10条 厚生課長は、職員等の不安や悩みのうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識及び経験を要する事項に関し、職員等が有料・無料を問わず安心して相談ができるよう、これらの知識及び経験を有し、人格識見の高い部外の専門家

を部外相談員として確保することとする。

2 医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に精神保健の専門家を確保するよう努めること。

3 部外相談員は、本部長が委嘱する。

(相談の申出)

第11条 職員等は、口頭、電話、文書、メール等相談しやすい方法により申し出ることができるものとする。

なお、ピアサポーターに相談しようとする場合は、自所属のピアサポーターのみならず、他所属のピアサポーターに対しても相談を申し出ることができるものとする。

(所属長の責務)

第12条 所属長は、以下の事項に留意し、各所属におけるピアサポートが効果的に行われるよう配慮しなければならない。

(1) ピアサポーターの指名又は指名の解除をしたときは、速やかに厚生課長へ報告すること。

(2) ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨及び利用方法並びにピアサポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。

(3) ピアサポート業務の効果的な推進を図るため、ピアサポーターに指名されている職員の勤務体制について配慮すること。

(4) 職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないこと。

(報告)

第13条 所属長は、ピアサポートの取扱状況について、ピアサポート取扱状況報告書(様式第2号)により、年度ごとに厚生課長に報告するものとする。

(文書の保存)

第14条 この規程に定める様式による文書は、厚生課において1年間保存するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、ピアサポートの実施に関し必要な事項は厚生課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(岡山県警察職員の生活相談に関する規程の廃止)

2 岡山県警察職員の生活相談に関する規程(平成25年岡山県警察訓令第19号)は、廃止する。

附 則(令和5年7月21日警察訓令第36号)

この訓令は、公布の日から施行する。